



Title	＜翻訳＞資料：中国の法輪功修練者の難民認定に関するマーティン・トレッドウェルの概説と決定：ニュージーランド移民保護行政審判所AJ事件（中国）（2012.1.26 決定）
Author(s)	安藤，由香里；栗山，智帆
Citation	国際公共政策研究. 2015, 20(1), p. 245-258
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/57792
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【翻 訳】

資料：中国の法輪功修練者の難民認定に関する マーティン・トレッドウェルの概説と決定

ニュージーランド移民保護行政審判所 AJ 事件（中国）（2012.1.26 決定）

Document: Overview by Martin Treadwell, Deputy Chair, Immigration and Protection Tribunal, New Zealand, of the Tribunal's Refugee Recognition Decision Regarding AJ (Falun Gong Practitioner from China) on 26th January 2012

安藤由香里*、栗山 智帆**

Yukari ANDO*, Chiho KURIYAMA**

Abstract

This document introduces an example of an international standard for refugee status determination (RSD), the AJ decision made by the Immigration and Protection Tribunal in New Zealand. The appellant from China alleged that, “he feared persecution in China based on his Falun Gong activities.” Despite his low status in Falun Gong, the Tribunal determined a real chance of persecution if he returned to China referring to evidence gathered from his country on Falun Gong practitioners. He was granted a refugee status on grounds of imputed political opinion in New Zealand. The Decision-maker, Martín Treadwell, Deputy Chair of the Tribunal provided an overview of the case.

キーワード：難民、法輪功、平メンバー、中国、帰属された政治的意見

Keywords : Refugee, Falun Gong, Low Status Member, China, Imputed Political Opinion

* 大阪大学グローバルコラボレーションセンター特任教授

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程

はじめに

本資料は、ニュージーランド移民保護行政審判所 AJ（中国）事件（2012.1.26 決定）の審判を下した判事の概説の翻訳である。そして決定内容を理解していただくために、決定本文の翻訳も後に続けて掲載している。

本決定は、中国へ送還されると、法輪功の修練者として迫害を受けるおそれがあることを理由に、難民として認定したものである。

難民認定は、申請者の出身国の政治的、社会的、文化的背景を十分に検討する必要がある。と同時に、他国がどのような基準で難民認定を行っているかを知る必要がある。しかし、日本では本資料のような他国の裁判例の情報はまだ少ないのが現状である。本資料を通して、難民認定の国際的基準の重要性が認知され、今後の難民認定の一助となれば幸いである。

翻訳：マーティン・トレッドウェル判事による概説

ニュージーランド移民保護行政審判所副所長

序

難民法は、国家による保護が欠如しており、重大な損害を受ける将来的のおそれから人々を保護することを目的とする。このことは、AJ（中国）事件における審判所の判決で示された。審判所は守秘義務を守り、人々が損害を受ける将来のおそれから保護するために、実名を使わないことに留意すべきである。

AJ（中国）事件は、中華人民共和国出身の申立人に関するものである。彼は、中国に送還されれば、ニュージーランドや中国で法輪功の修練を行っていたことを理由に、恣意的な拘留や虐待を受けるおそれがあることを恐れていた。そのため、ニュージーランドで難民として認定されることを求めた。また、拷問等禁止条約における「保護される者」として、並びに、1966年自由権規約第6条及び第7条に基づく損害を受けるおそれを理由に保護を求めた。ニュージーランドでは、難民の地位を第一に検討しなければならないと法律に定められている。実務では、難民として認められたならば、拷問等禁止条約や自由権規約に基づいて「保護される者」として認められることはあまりない。というのは、もはや送還されるおそれはないからである。

本件は、2003年中旬に申立人が友人宅に夕食へ行き「AA」と会ったことが発端である。AAは法輪功の修練者であった。彼は中国共産党の会合で法輪功を推進していることを理由に、すでに労働教養所に6ヵ月収容されていた。彼らは夕食の間、法輪功について話をし、申立人はその考えに魅力を感じた。政府の法輪功修練者の取扱いについて心配もしていたが、申立人はすぐにAAの家で法輪功の修練を始めた。

同年の終わり、AAは箱を取りに行くため、大連市まで車で送ってくれないかと申立人に頼んだ。申立人はその頼みを引き受けた。箱を取りに行ったとき、箱の中に法輪功の資料が入っているのを見つけて心配になったが、何事もなく帰路に着いた。その後も何度か同じ目的で出かけ、AAはその資料を配布した。

2005年、法輪功の資料を配布しているという理由でAAは逮捕された。申立人は、法輪功の修練を中断し、過去にAAを手助けたことが当局に見つかるのではないかと恐れた。申立人は、中国を離れる方法を探し始めた。2006年、ニュージーランドの就労ビザが発行された。

ニュージーランドにおいて、申立人は自宅で法輪功の修練を再開した。その頃中国では、警察が彼の家を訪れていた。警察は、家族に対し、申立人と「軽微な件」で話したいと言っていたが、ニュージーランドにいと知ってから、申立人が法輪功の修練を行っていたかを尋ねた。申立人がこの出来事を知ったのは、1年以上後、彼の妻がニュージーランドに来たときであった。

3年後、彼の妻は中国に帰国した。申立人も家族に会いに行きたかったが、まずは妻に先に帰国してもらい、帰国しても安全かどうかを確かめることにした。妻が家族を訪問している間、当局の役人らが家族の家を再び訪れ、申立人について尋ねた。また、役人らは自宅の搜索も行った。申立人の母は、彼と連絡を取り、帰国しないようにと忠告したため、彼は中国行きの飛行機をキャンセルした。

それから、申立人は、ニュージーランドで公然と法輪功の修練を行うことを決心し、居住地にある法輪功の団体に参加にすることにした。また、法輪功の資料を配布し、中国人観光客や同僚を勧誘した。2009年、妻と子どもがニュージーランドに戻ってきて、申立人と共に、法輪功の山車に乗って、クリスマスパレードに参加した。加えて、彼は、法輪功修練者に対する中国政府の虐待に抗議する活動にも参加した。抗議活動の間、中国人が写真を撮っていたのに気づいていたが、単なる通行人か中国大使館職員か分からなかった。

申立人の主張は、妻と知人2人の法輪功修練者の証言によって立証された。妻は、特に彼女の目の前で、役人が中国にいる彼の家族の家を訪ねてきたことに関して、申立人の証拠を補強した。証人となった法輪功修練者は、申立人が真の法輪功修練者であることを確認した。

審判所は、申立人の主張は真実であると認定した。

重要な論点

審判所は申立人が難民条約の定義に該当する難民と認めた。審判所は以下の重要な論点から本結論を導き出した。

中国における法輪功修練者に対する取扱い

出身国情報は、中国における法輪功修練者の残忍な状況を伝えている。1999年に法輪功が禁止されて以降、法輪功のメンバーは、中国によってさまざまな種類の虐待を受けている。平メンバーは、

lao jiao（労働教養所）に送られる。ここでの収容は、非常に厳しいもので、マンフレッド・ノヴァクが作成した拷問に関する国連特別報告書では、「拷問」と記述されている。他の修練者は刑務所に送られる。報告書によると、何千人もの被収容者が虐待を受けており、死に至る場合もある。

申立人が損害を受けるおそれ

申立人の主張が真実だと認定後、審判所は上記の出身国情報を基に、彼が損害を受けるおそれを判断した。警察が訪問した事実、彼がニュージーランドで法輪功を修練していたことに中国当局が気づいていたことを示している。さらに、申立人の家族が監視されていたことは、中国当局が引き続き彼に関心があったことを明らかにしている。

出身国情報に基づき、申立人の経歴および中国当局による活動の監視という事実を検討すると、彼が送還された場合に迫害を受ける現実のおそれがあった。労働教養所に収容中は、そこで長期間に渡る恣意的な拘禁がなされ、虐待にさらされると予想され、重大な損害に該当すると言える。そのような損害は中国当局によって加えられるので、国家による保護が欠如していたことは明らかであった。

条約上の理由—政治的意見か、宗教か又は特定の社会的集団か？

審判所は潜在的な迫害に関する条約上の理由につき、他の法輪功事件において様々な迫害の理由、つまり「宗教」か、「帰属された政治的意見」か、「特定の社会的集団」かを議論した。難民の異議申立て第76365号（2010年11月15日）において、上記の3理由の中で最も関係があるのは、「帰属された政治的意見」であると審判所は判断した。いくつかの異なる根拠の間で明らかに重複があるため、特定の根拠が選択されたことはあまり重要な意味をもたない。なぜならば、5理由のうちいずれであっても十分だからである。しかし、法輪功が中国政府の関心事である理由は、法輪功の活動が当局に政治的脅威をもたらすと政府が考えているからである。したがって、法輪功修練者は、政府によって、政治に反対する意見を持つとみなされるのである。このことにより、「政治的意見」が条約上の理由として最も適切であると判断される。

申立人は、国家による保護の欠如の下、政治的意見を理由に、真に重大な損害を受けるおそれがあると判断されたため、難民として認められたのである。

翻訳：ニュージーランド移民保護行政審判所 AJ 事件（中国）

2012年決定

移民保護行政審判所

[2012] NZIPT 800122

ニュージーランド

オークランド

申立人：AJ（中国）

担当審判官：C M Treadwell（審判所判事）

申立人代理人：C Curtis

相手方代理人：欠席

審理日：2011年8月1日

決定日：2012年1月26日

決定

序

（１）これは、中国市民である申立人に対する難民の地位の付与、又は保護すべき者の地位を却下した労働省の難民の地位局、難民の地位審査官の決定に対する不服申立である。

（２）不服申立における重要な点は、申立人が法輪功の修練者であり、中国及びニュージーランドの両国での活動により、中国で拘禁と虐待の危険にさらされていると主張していることである。決定を下すための第１の争点は、彼の主張は信憑性があるかどうかである。もし、信憑性があるならば、彼が帰国した場合、深刻な被害をうける現実的な可能性があるほど、彼の存在は中国当局にとって不利益であるかどうかである。

（３）以下の理由から、彼の主張は信憑性があると認定され、彼の持つ恐怖は十分な理由があると認定される。

（４）同申立は、不服申立のすべての細部に依拠しているということを考慮し、申立人の主張は信憑性があることを最初に記載することが適切である。

申立人の事案

（５）行政審判所は、申立人、彼の妻 BB 氏、法輪功の修練者である CC 氏、DD 氏、FF 氏の３人及び、申立人の雇用者 GG 氏から聴取した。以下の主張は、審判所で尋問したものである。後に判断する。

（６）申立人は、中国の北部にある遼寧省出身で38歳の男性である。彼は一人っ子であり、両親はすでに定年を迎えている。両親は今も中国に住んでいる。

(7) 申立人は、自分の町の工作单位 (*dan wei*) で雇用される大工だった。彼は1995年に結婚したが、2000年頃に離婚した。彼には息子の親権が残され、現在、息子は申立人の両親と暮らしている。

(8) 2003年中旬に、申立人は、夕食のため、友人の家を訪問した。そこで、彼はAA氏に出会った。AA氏は、以前は兵士であったが、中国共産党の地元会合で、公然と法輪功を推進したことで、労働教養所 (*lao jiao*) に6ヶ月収容され、最近解放されたばかりであった。解放された時、AA氏は軍隊から解雇されており、軍人としてのすべての恩恵を失っていた。

(9) 申立人は、AA氏の法輪功に関する説明に、興味を持って聞いていた。彼は法輪功が教える無私無欲と忍耐に魅力を感じた。彼がAA氏の説明した中国当局による法輪功修練者への虐待に関心を持ち、法輪功を学ぶための本をもらった。

(10) その後すぐに、申立人は、AA氏の家で、法輪功の修練を学ぼうとし始めた。彼は、毎週又は隔週で修練を行っていた。彼は母に健康への良い効果について話した。母は興味を持ったが、父は持たなかった。

(11) 2003年後半のある日、AA氏は申立人に、箱を取りに行くために、300km程離れた大連市まで運転して連れて行ってくれるように頼んだ。申立人は言われたとおり、事前に打ち合わせた場所で荷車を持った男性に会った。AA氏は3箱の配送品を受け取った。申立人は見つかるのを心配したが、その中には法輪功に関するたくさんの小冊子やCDが入っていた。彼らは何事もなく丹東市に戻った。

(12) 丹東市では、AA氏は他の人に資料を配布した。申立人は中国当局を恐れていたことや法輪功が禁止されていることから、これを手伝わなかった。彼は自分のために資料のいくつかを自宅に持って帰ったが、彼の母は後にそれらを捨てたのだと思われる。

(13) 申立人とAA氏は、2004年初期、同じ目的でさらに2回大連市を訪れた。この時もまた何事もなく戻ってきた。その後、申立人は危険が増すことを心配して、それ以上のその訪問に参加しなかった。

(14) 1年後の2005年3月、AA氏は法輪功の資料を配布していたことで逮捕された。申立人は、AA氏の妻から彼の逮捕を知った。その後、申立人は、法輪功の修練をやめた。

(15) AA氏は、懲役2年の刑を宣告された。このことを聞いて、申立人は、AA氏が自分との関係を明らかにするのではないかと恐れ、自分の安全を気にし始めた。彼は中国を離れることを決意し、出国する方法を探し始めた。

(16) その間の2006年3月、申立人は、BB氏という若い娘を連れた女性と結婚した。

(17) 2006年10月に、申立人は、ニュージーランドでの就労ビザを取得した。空港でいくつかの簡単な質問をされたことを除けば、出国するのに何の問題もなかった。なぜ質問されたかは分からなかった。

(18) 申立人は、2006年11月にニュージーランドに到着し、クライストチャーチに住み始めた。そこで彼は、大工としての仕事を見つけた。彼は、時々、自宅で一人法輪功の修練を行っていた。

(19) 2006年12月28日、公安省の役人2人が丹東市にある申立人の家族の家を訪問し、「軽微な件」について、申立人と話したいと言った。申立人の父は、彼はニュージーランドにいと伝えた。彼らは次の日に戻ってきて、申立人の両親に、申立人の出国を確認したと、申立人が法輪功を修練していたか、彼が何か法輪功の資料を持っていたかを知ろうとした。申立人の両親は、法輪功とは何の関係も持たないようにと警告された。

(20) 申立人は、1年後の2007年12月に、彼の妻BB氏がニュージーランドで彼に合流するまで、家族の家に公安省の役人が訪問してきていたことを知らなかった。

(21) BB氏は、2009年半ばに中国に帰国した。というのは、申立人は、彼自身が帰国して家族に会いたいと思ったが、そうしても危険はないか知る必要があったためである。

(22) BB氏は問題なく中国に再入国したが、数週間後、公安省の役人が、彼女が滞在している申立人の両親の家を訪問してきた。彼らは、申立人の様子について尋ね、再度、彼らは「軽微な問題」について彼と話をしたいと述べた。前と同じように、彼らは次の日に戻ってきた。今回は、彼らは家を搜索した。

(23) 翌日、申立人は、母が職場から送った、母からのFAXを受信した。彼女は警察がまだ彼を探しているので、帰省の航空券は取り消すように伝えた。

(24) 申立人は、しかるべく航空券を取り消し、中国に戻らなかった。

(25) 申立人は中国に戻らないと決めた後、公然と法輪功の修練を開始することを決めた。彼はスーパーマーケットの近くで修練しているグループを知っていたので、毎週土曜日と日曜日に彼らに加わり、週に1度、彼らと講習会に出席した。彼は毎週末、何時間もかけて、広場にいる通行人に法輪功の資料を配布し、法輪功の利点について中国人観光客に話していた。彼はまた、職場や他の場所で、共産党を脱退するように中国人を説得しようとした。何人かの人は、彼の後押しを受けてそのようにした。

(26) 2009年中旬に、BB氏は、娘と一緒にニュージーランドに戻った。家族全員で、法輪功の山車に乗り、クリスマスパレードに参加した。

(27) 2010年3月、他の法輪功修練者の助言により、申立人は、難民申請の申立を行った。それ以来、彼は公然と法輪功を修練し続け、中国での法輪功修練者への虐待に対する抗議行動に参加し続けている。彼は、2010年4月、このような抗議に参加した。彼はまた、毎年5月と7月の法輪功の日に抗議行動に参加している。このような機会に、彼は一般人に資料を配布したり、横断幕やポスターを持って、座り込みデモを行ったりして、一般人に中国での修練者への虐待について知らせている。このような抗議行動は、中華スーパーマーケット前や広場で行われた。クライストチャーチで起きた地震以来、彼と他の修練者は週末の修練を公園に移動して行った。

(28) 申立人は、しばしば公共の場で法輪功を修練している時、中国の人々によって撮影された。彼は、彼らが無実の通行人か中国大使館職員なのか分からない。

BB 氏の証言

(29) BB 氏は、申立人と中国で出会い、結婚したことを確認した。2 人とも以前の婚姻間の子を連れていた。

(30) 彼らが出会った時には、申立人は、すでに海外に行く計画を立てていた。それは BB 氏自身はずっと前から実行したかった考えだった。申立人は、自分は海外に行くという意思を彼女に伝えたが、彼女は、いつか彼と合流できるように彼は手配してくれるだろうと期待して喜んで結婚した。

(31) 彼が中国から離れる前、BB 氏は法輪功に対する申立人の関心を気にしていなかった。法輪功は禁止されている行為であり、彼は彼女が承認しない可能性があることを心配していたので、彼は法輪功を彼女に隠していた。彼女がニュージーランドで彼に合流した時、彼は初めて彼女に言った。

(32) BB 氏は2006年に中国に戻った後、彼女が滞在していた申立人の両親の家を公安省が訪問してきた。申立人の父がドアのノックに答えたとき、彼女は申立人の母と雑談していた。公安省の役人2人は、申立人が家にいるかどうか尋ねてきた。父は、申立人は海外にいると答えた。母と BB 氏も入り口の方へ来た時、役人らは、彼女らは話に入ってこないようにと身振りで示した。それから役人らは父と一緒に別の部屋に行った。後に、BB 氏は、役人らは箆笥や棚を搜索していたと聞かされた。彼らは、申立人がどのくらい海外にいるのか尋ねた。そして、彼らは軽微な問題だと言い、また申立人が帰国したら、彼らに報告するようと言って帰っていった。

(33) 同じ役人らが次の日にもう一度やってきた。彼らは、申立人の両親と BB 氏に、申立人が中国を出国したことを知ったこと、彼が法輪功の修練者であったか、また、家に法輪功の資料があるか尋ねた。法輪功の修練者でないし、家に資料はないと答えると、彼らは去っていった。

(34) 2009年に、FF 氏が申立人の両親の家に行った時も、公安省が再び訪れ、前と同じ質問をした。彼女は再度訪問してきたのは、彼女が中国に帰国してきたからだと思っている。

CC 氏の証言

(35) CC 氏は、2009年に、クライストチャーチで初めて申立人に会った。その時、申立人は、依然として公の場で法輪功の修練の方法を学んでいた。

(36) CC 氏の見解では、申立人は、非常に熱心な本物の法輪功の修練者である。彼は毎週、修練を行い、ほぼすべての講習会に参加している。彼は中国人観光客と話をし、真理の解明を熱心に行っている。

(37) (中国当局により、中国で修練者に何が起きているかという真実も含めて) 真理の解明は法輪功の修練にとって重要である。信奉者は真理の解明に従事することが期待される。信奉者が中国にいる場合、彼らは自分の身の安全を確保する必要があるが、真実の解明に従事するという責任が免除される訳ではない。

DD 氏の証言

(38) DD 氏はクライストチャーチ出身の法輪功修練者である。彼は、2009年の半ばに申立人に出会った。その時は、2人とも、約20人の団体の一員として、公共の場で修練していた。彼は、申立人が定期的に参加していたことを確認した。各修練は、約1時間続き、その後、その団体で、「真理を伝える集会」を集まって一緒に行った。申立人は、彼に対して「素晴らしくて、正直」という印象を抱いていた。

(39) DD 氏は、申立人が大工だったことを知ると、真理を伝えるための展示を作り、通りのパレードで使用する山車を設計し、組み立てることで、中国当局がいかに修練者に対して残酷に抑圧しているかを示すように、彼に働きかけた。申立人は展示も（彼は自分で材料費を支払った）山車も、素晴らしい仕事をした。

(40) 申立人が作成したその展示板は、中国当局による残虐な行為の事実を示した。そこには、毛沢東による、長征で彼を助けた人々に対する拷問や殺人も含まれていた。

受領した資料及び提出書類

- (41) 代理人は、2011年6月13日付書面により申立を行った。申立人は、以下のものを提出した。
- (a) 法輪功の資料を配布したり、ニュージーランドの抗議行動に参加したりしている申立人の写真
 - (b) ABC 団体のリーダーである EE 氏による2011年7月19日付陳述書。
 - (c) クライストチャーチの法輪功修練者である FF 氏による陳述書（日付なし）（電話による宣誓で確認）
 - (d) クライストチャーチで申立人を雇用している GG 氏による陳述書（日付なし）
彼は申立人に、2009年のクリスマスパレードで使う法輪功の山車を作るために工場の使用を許し、彼自身が申立人の法輪功への献身に注意を向けるようにしたと確認した。（電話による宣誓で確認）
 - (e) 出身国情報に関する様々な物
- (42) 審判所は第一次審査における申立人の主張に関する労働省の書類も有している。

判断

- (43) 2009年の移民法198条によると、194条1項c下の申立に関して、審判所は申立人が以下に認定されるかどうか判断しなければならない。
- (a) 1951年の難民の地位に関する条約（難民条約）の下での難民（129条）
 - (b) 1984年の拷問等禁止条約の下で保護すべき人（130条）
 - (c) 1966年の市民的及び政治的権利に関する国際規約（「自由権規約」）の下で保護すべき人（131条）。

(44) 申立人が難民又は保護すべき人かを判断するには、まず、出された決定に対する事実の特定が必要である。それには、申立人の説明の信憑性を考慮する必要がある。

信憑性

(45) 申立人の主張は、真実であると認定する。特に、難民認定局の決定の前にはなかった中国での出来事に関する妻の証拠は、信憑性があり、ニュージーランドで法輪功の修練を始めるまで、申立人の中国における活動についての取調べにあった主張に対する補強となる。

(46) 申立人は中国に住んでいる間に、最初に法輪功に参加し始めた中国人であると認定される。彼の友人が逮捕されたことで、彼の活動は抑制され、中国を離れる計画を立て始めた。ニュージーランドに住んでから、彼は定期的に公の場で法輪功の活動に参加した。彼の妻が中国に帰国した時はいつでも、彼の家族の家で彼に対する取り調べがあった。家族は彼に法輪功の活動を辞め、公安省に帰国を報告するように警告された。

難民条約

(47) 移民法129条1項では、以下のように規定している。

「彼又は彼女が難民条約上の難民である場合、この法律に基づいて難民の認定をしなければならない。」

(48) 難民条約1条A項2によると、難民は

「(中略) 人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」

(49) 難民認定不服申立70074号（1996年9月17日）において、主要な問題は以下の通りである。

(a) 客観的に、認定された事実に基づき、申立人は出身国に帰国した場合に迫害を受ける現実的な可能性があるか。

(b) もし、答えが肯定であれば、その迫害の理由は条約上に存在するか。

難民の地位の主張に対する判断

(50) 難民認定の目的として、「迫害を受ける」ことは、主要な人権に対する継続的又は組織的な暴力、すなわち国家保護の明示的欠落と定義されている。国家（難民認定不服申立74665/03号（2004年7月7日）のパラグラフ36-90を参照）。換言すれば、迫害は、国家の保護の欠如と相まって、深

刻な危害をもたらすものと見ることができる（難民認定不服申立71427号（2000年8月16日）パラグラフ67を参照）。

(51) 難民条約1条A項2に規定する「十分に理由がある」が何を意味するか決定する上で、審判所は、チャン対移民民族問題省大臣（1989）169 CLR 379（HCA）の論理を採用する。そこでは、迫害を受けるおそれは、可能性がありそうにない又は推測とは反対に、それが起こる現実的な可能性がある場合に、十分に理由があるとして認めている。その基準は、完全に客観的である（難民認定不服申立76044号（2008年9月11日）パラグラフ57を参照）。

客観的に、認定された事実に基づくと、申立人は中国に帰国した場合に迫害を受ける現実的な可能性はあるか。

(52) この問題に対応するには、中国における法輪功の弾圧に関する一般的な出身国情報を録取することがまずは必要である。

(53) 1999年7月に中国当局は、公的又は私的であるかにかかわらず、法輪功の修練を禁止し、法輪功の資料の配布を禁止した。最初の焦点は、指導者や高位の主催者に関してで、一般信奉者は思想教育を受けた（Human Rights Watch「中国 法輪功弾圧を正当化するために「法の支配」を使用」1999年11月9日参照）

(54) アムネスティ・インターナショナルは、法輪功の活動は「抑圧のために重要な標的」になっていると報告している。信奉者の多くは、恣意的に拘禁され、労働教養所（*lao jiao*）に送られる。それは、最長3年間の行政拘禁で、その間彼らは、品位を傷つける取扱いの高い危険があり、彼らの思想を強制的に放棄させることを目的としている。（アムネスティ・インターナショナルAIレポート：中国2005（2005年5月）を参照）

(55) 別の2005年報告書では、低位の構成員であっても、労働再教育収容所（*lao gai*）に最長4年間、拘禁される危険性があると述べられている。（国連難民高等弁務官事務所 法輪功に関する政策方針書（2005年1月1日）を参照）

(56) アムネスティ・インターナショナルによると、中国政府の「厳重で、組織的な」法輪功に対する撲滅運動は2009年に激化し、無差別の拘禁や長い刑期につながる不公平な裁判、強制失踪、拷問や品位を傷つける取扱いによる拘禁中の死亡が起きていた。（アムネスティ・インターナショナルレポート 2010 中国（2010年5月28日）を参照）

(57) 最近の情報は、法輪功修練者に対する中国当局の態度が抑圧的なままであることを示している。2010年、米国国務省の中国における人権の状況に関する報告書（2010年3月27日）は、以下のように述べている。

「これらの「カルト」は、法輪功やさまざまな中国の伝統的な瞑想や運動を行う団体（総称して「気功」団体として知られる）だけでなく、中国当局が、公に承認された教義の境界の外側で信念を説教することを非難している宗教団体も含まれている。

中国において、公での法輪功の活動は取るに足らない程度に留まるが、海外に拠点を持つ

修練者は、法輪功に対する中国当局の弾圧は続いていると報告した。過去、教義における単なる信念（たとえその教義に関して、公で何の活動もしていないとしても）が時々、修練者が雇用の喪失から懲役までに渡る罰則を受けるという十分な根拠になった。法輪功の情報源は、1999年以来、少なくとも6000人の法輪功修練者が刑を宣告され、10万人以上の修練者がRTLを宣告され、約3000人は拘留中に拷問で死亡したと推定している。一部の外国のオブザーバーは、法輪功の信奉者が労働再教育収容所（*lao gai*）で公式に記録された25万人の受刑者のうち少なくとも半数を占めていると推定している。一方、法輪功の情報源は、海外の推定よりさらに多くの人数がいると推定している。」

(58) その状況は引き続き懸念されている。昨年の国務省の中国における人権の状況に関する国別報告書（2011年4月8日）は、以下のように述べている。

「6月には広西チワン族自治区黎塘刑務所の当局は、2009年4月、法輪功の修練者で2005年に8年間の刑を宣告されていたHe Zhi氏が亡くなったと報告した。

多くの法輪功修練者が服役していると伝えられる広西チワン族自治区黎塘刑務所当局は、死因は、「ベッドからの転落」であると述べたが、彼の兄は彼の体に他の傷やあざを発見したと主張した。

2009年2月、当局は、人権弁護士Gao Zhisheng氏を拘禁した。彼は、キリスト教徒および法輪功修練者を代理していた。その年の終わりには、彼の所在と法的地位は不明のままであった。NGOやメディアの報告によると、彼は2009年8月に厳戒な警察の監視下にある姿を故郷で見られていた。Gao氏は、3月と4月に北京で一時的に姿が見られたが、その後再び姿が失踪した。

活動家、反体制派、法輪功修練者、ジャーナリスト、未登録の聖職者、そしてかつての政治犯の家族は、恣意的な逮捕、拘禁、および嫌がらせの対象にされた。

中国当局は、反体制派、法輪功修練者、すなわち「厄介者」と考えられる数多くの市民に再入国を拒否し続けた。海外に住む反体制派が帰国を許可された場合もあるが、反体制派は、健康上の理由により仮釈放され、出国を許可された反体制派は、多くの場合、効果的に追放された。海外に居住する活動家は、帰国後すぐに投獄された。」

(59) 法輪功修練者の扱いに関する出身国情報において、さらなる検討事項は、AB & AC（中国）[2011年] NZIPT800006-07、難民認定不服申立76147号（2008年2月29日）、難民認定不服申立76536号（2010年11月15日）及び、難民認定不服申立76554号（2010年11月23日）を参照。

(60) とりわけ、難民認定不服申立76536号（2010年11月15日）のパラグラフ60以下参照。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する、人権理事会特別報告者マンフレッド・ノヴァク氏の意見では、労働再教育収容所（*lao gai*）は「拷問」に相当する。この点に関しては、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する報告書（2006年3月10日）と「3年間の運動の一環として、共産党は法輪功を「変える」ためにさ

らなる努力を呼びかけ」(2011年3月22日) 米国連邦議会・行政府委員会を参照。

(61) 申立人の事情が査定されなければならないのは、この背景においてである。

(62) ニュージーランドでは、申立人は、公の場で修練、抗議、中国での修練者に対する人権侵害を強調するパレードにおける山車の使用を含めて、法輪功の行事に定期的に参加している。彼の妻が中国に2度帰国した時に行われた中国当局による彼に関する取り調べは、ニュージーランドでの彼の法輪功の信仰や活動と関係している。中国当局は、彼が修練者であること、海外で活動をしていることを認識している。そして、少なくとも彼の帰国を家族に警告するのに十分なレベルで、家族を監視している。上記の出身国情報から考えると、もし彼が中国に帰国した場合、彼は拘禁され、労働教養所(lao jiia)又は労働再教育収容所(lao gai)に数年間送られ、結果として、深刻な身体的、精神的虐待にさらされるだろう。

(63) 申立人が中国に帰国した場合に、迫害を受けるおそれは十分な理由があると言える。

迫害の理由は難民条約に存在するか。

(64) 法輪功の事件に関する過去のニュージーランドの決定の多くにおいて、条約根拠は、宗教が理由である。他国においては、特定の社会的集団及び帰属された政治的意見を条約根拠として依拠している。しかし、難民認定不服申立76536号(2010年11月15日)パラグラフ102では、条約根拠が明確にいくつか重複するが、最も関連性が高いのは、政治的意見だった。最終的には、難民認定不服申立76536号(2010年11月15日)が説明しているように、政治的意見及び宗教の側面はしばしば両方とも存在し、どちらか一方でも十分なので、その点はほとんど変化しない。中国当局はそれが正当かどうかに関わらず、法輪功修練者に不都合な政治的意見を帰属していることはほとんど疑いがない。したがって、政治的意見の根拠が認められる。

(65) 第2の争点は、適切な根拠は政治的意見として肯定される。

難民の地位の申立に関する決定

(66) 上記の理由により申立人は難民条約1条A項2上の難民である。移民法129条に従い、彼を難民として認定する。彼には難民の地位が付与される。

拷問等禁止条約

(67) 移民法130条1項は、以下を規定する。

「ニュージーランドから国外追放されると、彼又は彼女が拷問に遭う危険性があると信ずるに足る実質的な理由があるならば、ニュージーランドで保護すべき人として認定しなければならない。」

拷問等禁止条約の下での申立に関する決定

(68) 申立人は、難民として認定されているので、中国へ送還されない保護を受ける権利を有する。

換言すれば、彼はニュージーランドから中国に追放されることはない。難民条約33条、移民法129条2項及び164条を参照（164条3項に規定されている129条の例外は適用しない）。そのため、申立人が中国で拷問に遭う危険性があると信ずるに足る実質的な理由はない。申立人は拷問等禁止条約の下で保護を必要とする人ではないということになる。彼は移民法130条1項に該当する保護すべき人ではない。

自由権規約

(69) 移民法131条1項は、以下を規定する。

「ニュージーランドから国外追放されると、彼又は彼女が恣意的に生命を奪われ、残虐な取り扱いを受ける危険性があると信ずるに足る実質的な理由があるならば、市民的及び政治的権利に関する国際規約の下で、ニュージーランドで保護すべき人として認定しなければならない。」

自由権規約の下での申立に関する決定

(70) 繰り返すが、申立人は、難民として認定されているので、中国へ送還されないという保護を受ける権利を有する。難民条約33条、移民法129条2項及び164条を参照（164条の3項に規定されている129条の例外は適用しない）。そのため、申立人が中国で恣意的に生命を奪われ、又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受ける危険性があると信ずるに足る実質的な理由はない。申立人は自由権規約の下で保護を必要とする人ではないということになる。彼は移民法131条1項に該当する保護すべき人ではない。

決定

(71) 以上の理由から、審判所は申立人は以下の通りであると認定する。

- (a) 難民条約上の難民である。
- (b) 拷問等禁止条約で保護すべき人ではない。
- (c) 市民的及び政治的権利に関する国際規約で保護すべき人ではない。

(72) 不服申立は認められる。

C M Treadwell

C M Treadwell 審判所判事

平成26年6月11日